

2章

「みどり」の将来像と目標

1 「みどり」の将来の姿

1-1 計画の基本理念

取手市は、利根川およびその支流である小貝川に囲まれた、水と緑に恵まれた都市です。河川とその周辺には、豊かな自然や広大なレクリエーションスペースが広がり、市民に憩いの場を提供しています。また、市街地周辺にも多くの斜面林、田園景観が残り、身近な自然に日々触れることができます。

これらの美しく貴重な水と緑の資源を市民共有の財産ととらえ、後世に引き継いでいくために、自然と共生できる都市としてみどりを保全し、活用することが必要です。

一方、人口減少時代への転換や、量から質が重視される価値観への変化等、前計画策定時から取手市のみどりを取り巻く環境は大きく変化しています。また、近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する市民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園*の整備等の都市計画制度*に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定*、ボランティア活動、各種イベント等の都市計画制度*によらない施策や取組を体系的に位置づけ、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要となっています。

これらの背景を踏まえ、旧取手市の「取手市緑の基本計画」と、旧藤代町の「21 みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）*」について、平成17年の旧取手市と旧藤代町の合併を経て、新たに策定する計画は取手市のみどりを取り巻く環境の変化に対応できるものである必要があります。

そこで、取手市の都市特性や課題を踏まえ新しく策定する「取手市緑の基本計画」では、「豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで」をテーマに「みどり」の保全・整備に取り組めます。

テーマ

豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで

1-2 計画の基本方針

取手市緑の基本計画は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有する緑がその効果を発揮できるよう、相互に連携する形で系統的、計画的に配置されていることが重要です。

こうした考え方に立ち、本市では緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、以下に示す5つの基本方針を掲げます。

【基本方針 1】取手の原風景である潤いのある景観を保全します

【基本方針 2】スポーツ・レクリエーションの場として活用できる
緑と水の拠点およびネットワーク※を整備します

【基本方針 3】市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します

【基本方針 4】防災拠点となる緑を確保します

【基本方針 5】市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との
協働・連携による緑化活動を推進します

【基本方針1】取手の原風景である潤いのある景観を保全します

取手市の原風景とも言える緑豊かな河川景観、田園景観、台地をふちどる斜面林や、歴史・文化とともに育まれてきた社寺林[※]・屋敷林[※]、巨木・古木を保全することで、潤いと安らぎのある緑豊かな景観を保全します。



【基本方針2】スポーツ・レクリエーションの場として活用できる
緑と水の拠点およびネットワークを整備します

取手緑地運動公園[※]、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセンター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、北浦川緑地、神浦周辺地区を緑と水辺の拠点として位置づけ、これらをサイクリングロード等で結ぶことにより、スポーツ・レクリエーションの場として活用できるよう整備し、推進します。



【基本方針 3】市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します

既成市街地※内の緑地を保全するとともに、地区公園※等の比較的規模の大きな公園においても、地域の人々に親しまれるみどりを創出します。また、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の形態も変化する中で、公園・都市緑地※等の適切な改善・更新等を行い、最適な状態を維持できるよう改善を進めます。



公園の改善策についての意見交換

【基本方針 4】防災拠点となる緑を確保します

市街地内の身近な公園・都市緑地※は災害時の避難場所としての機能や、延焼防止としての機能を有します。これらの防災機能を維持するために、公園・都市緑地※の機能強化を計画的に進めます。



とがしら公園「耐震性貯水槽」

【基本方針 5】 市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による緑化活動を推進します

緑地等の整備、緑化活動の実施にあたっては、市民や自治会町内会、NPO 法人[※]、市民活動団体、事業者それぞれのニーズを踏まえた緑地の整備、緑化活動や美化活動等を推進し、地域住民や事業者との協働[※]によるみどりが豊かなまちづくりを目指します。また、緑化活動を推進するための各種制度の充実や見直しを行い、関係者に広く周知することで、まちなかのみどりの創出を支援します。



1-3 「みどり」の将来像

計画の理念の実現と前節で挙げた5つの基本方針の達成に向けた、施策の基本方針の体系、緑の将来構造図を示します。

豊かな水と緑を身近に感じることが出来るまち・とりで



施策

- ◆施策1 水辺環境の保全
- ◆施策2 水辺景観の魅力向上
- ◆施策3 田園景観の保全
- ◆施策4 都市計画制度[※]を活用した農地の保全
- ◆施策5 農地の流動化の検討
- ◆施策6 農に参加する機会の創出
- ◆施策7 農を通した生活空間の充実
- ◆施策8 農地を活かした交流拠点づくり

- ◆施策9 地域の特色を活かした緑の保全・形成
- ◆施策10 歴史あるみどりの周知
- ◆施策11 緑地の保存制度の活用
- ◆施策12 近郊緑地保全区域[※]の保全

- ◆施策13 斜面林の保全
- ◆施策14 斜面林保全[※]の優先度評価の実施

- ◆施策15 オープンスペース[※]の確保
- ◆施策16 緑の拠点の環境と景観の保全
- ◆施策17 歴史と一体となった環境整備
- ◆施策18 自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上
- ◆施策19 緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上
- ◆施策20 緑と水辺の拠点の景観形成
- ◆施策21 井野小学校跡地の整備

- ◆施策22 水辺の環境づくり
- ◆施策23 サイクリングロード未整備区間の整備
- ◆施策24 親水緑地[※]の整備
- ◆施策25 街路樹の維持・管理

- ◆施策26 公園の空白域への公園・緑地等の確保
- ◆施策27 住宅地や事業所の良い環境形成
- ◆施策28 大規模工場と住宅地との共生
- ◆施策29 自然資源の観光資源活用
- ◆施策30 市民参加によるみどりの整備の推進・支援

- ◆施策31 公園施設の長寿命化対策
- ◆施策32 公園などのバリアフリー化
- ◆施策33 緑の適正な維持管理と集客施設の緑化
- ◆施策34 ニーズを踏まえた公園整備

- ◆施策35 都市内の緑環境の整備
- ◆施策36 市民緑地[※]の整備
- ◆施策37 公園・緑地の積極的な整備
- ◆施策38 井野小学校跡地の避難場所等への活用

- ◆施策39 防災機能の充実
- ◆施策40 多目的機能[※]の確保
- ◆施策41 避難場所としての整備

- ◆施策42 地元との協働[※]・連携による潤いのある都市空間の形成
- ◆施策43 緑地等の積極的な保全・管理
- ◆施策34 ニーズを踏まえた公園整備
- ◆施策44 緑の活動に関するネットワーク[※]づくり
- ◆施策45 緑化支援制度・助成制度[※]による緑化の推進
- ◆施策46 オープンガーデン[※]の検討
- ◆施策47 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデン[※]づくり
- ◆施策48 緑のカーテンコンクールの実施
- ◆施策49 環境学習の支援・推進
- ◆施策50 土地所有者間における情報共有の推進
- ◆施策51 緑の保全活動の担い手づくり
- ◆施策52 緑に関するイベントの開催
- ◆施策53 市民との協働[※]による緑の地域資源の発掘
- ◆施策54 緑に関する情報提供の実施

- ◆施策55 取手市優良緑化施設認定制度[※]
- ◆施策30 市民参加によるみどりの整備の推進・支援
- ◆施策56 みどりの創出のための制度の活用
- ◆施策57 計画の推進に向けた役割分担

■緑の将来構造図



2 「みどり」の将来目標

2-1 計画のフレーム

緑の基本計画の将来目標を定めるにあたり、前提条件となる計画対象区域、人口の見通し、市街化区域^{*}規模は、都市計画マスタープラン^{*}等から次のように定めます。

(1) 計画対象区域

都市計画区域名称	計画対象区域
取手市都市計画区域	取手市の全域 6,994ha

(2) 人口の見通し

人口 (人)	年次	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	94,153	93,040	90,617	84,640	76,765
	市街化調整区域	17,174	16,611	15,953	14,901	13,514
	取手市	111,327	109,651	106,570	99,541	90,279

出典：国勢調査(H17,22,27)、取手市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}(H27.10)

(3) 面積

面積 (ha)	年次	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809
	市街化調整区域	5,187	5,187	5,185	5,185	5,185
	取手市	6,996	6,996	6,994	6,994	6,994

出典：社会・人口統計体系(H17,22)、都市計画基礎調査(H27)

(4) 人口密度

人口密度 (人/ha)	年次	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	52.0	51.4	50.1	46.8	42.4
	市街化調整区域	3.3	3.2	3.1	2.9	2.6
	取手市	15.9	15.7	15.2	14.2	12.9

(5) 緑の面積

緑の面積 (ha)	年次	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	263	263	263
	市街化調整区域	3,325	3,325	3,325
	取手市	3,588	3,588	3,588

(6) 取手市一人当たり都市公園面積

取手市一人当たり 都市公園面積 (m ² /人)	年次	平成27年	令和7年	令和22年
	都市公園	8.1	10.8	11.9
	都市公園等 [*]	19.9	23.2	25.6

※都市公園と公共施設緑地の合計

備考) 今後、大規模開発があった場合には、目標水準を見直します。

2-2 「みどり」の目標水準

(1) 計画対象区域

取手市は、市内の緑の面積が50%を占めており、自然豊かな環境となっていますが、今後、人口減少やそれによる税収減少が進む中で、どのように「みどり」を維持していくのかが大きな課題となっています。

計画の目標年次（令和20年）における緑地の整備や保全の目標量は、本市の市街化の状況や緑地の分布等を考慮して次のように定めます。

令和20年（目標年次） における緑地確保 目標量	将来市街地面積 に対する割合 (A)		都市計画区域面積 に対する割合 (B)	
	概ね 263ha	14.5%	概ね 3,588ha	51.3%

将来市街化区域^{*}内の緑地率（A）は、次のようになる。

$$(A) = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} = \frac{263\text{ha}}{1,809\text{ha}} \times 100 = 14.5\%$$

都市計画区域内の緑地率（B）は、次のようになる。

$$(B) = \frac{\text{緑地確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} = \frac{3,588\text{ha}}{6,994\text{ha}} \times 100 = 51.3\%$$

(2) 都市公園^{*}等として整備すべき緑地の目標

都市公園^{*}等の施設として整備すべき緑地の目標量は、本市の公園緑地の現況や関連事業等を考慮して次のように定めます。

<都市公園^{*}の整備予定事業>

対象地	面積	整備予定
(仮称) 井野小学校跡地	1.485(ha)	令和2年以降

年次		平成27年	令和10年 (中間年次)	令和20年 (目標年次)
都市計画区域内人口 一人当たりの目標水準	都市公園 [*]	8.1m ² /人	10.8m ² /人	11.9m ² /人
	都市公園 [*] 等	19.9m ² /人	23.2m ² /人	25.6m ² /人

備考) 今後、大規模開発があった場合には、目標水準を見直します。